昭和24年5月23日
（第三種郵便物認可）
（一）
第385号
大分市報
毎月1日15日発行
昭和37年7月15日

大分市報

発行所　大分市役所
編集兼発行人
大分市役所代表者
三木　福寿
印刷所　高木印刷KK

これから伝染病の最盛期
飲食物には特に注意を

市では七月、八月中を市民の健康を守るため「夏の健康を守る運動」月間とし、去る五日市衛生組合連合会の定期総会を開き、市と衛生組合が一体となつてこの運動を推進することになりました。

この定期総会では夏の伝染病である赤痢（疫痢）、チフス、日本脳炎、小児マヒなどの発生を防ぐため、①衛生思想の普及、②食品の衛生的管理、③家庭内外の清掃の励行、④伝染病の「ばいきん」をまきちらす「はえ」「か」「油虫」「ねずみ」などの退治、⑤伝染病の予防指導、⑥つゆあけの大掃除の実施などを決め、夏の伝染病の発生を未然にふせぐよう努力することになりました。

ご承知のように当市では、昨年過去十五年その例を見ない五〇一名という多数の伝染病患者をだしましたが、このような伝染病の発生はくりかえしたくないものです。市では六月一日付の市報で夏の伝染病を予防するための手洗いの励行、飲食物の衛生的管理、病害虫の駆除、予防注射の完全接種を呼びかけ、また節号の市報では「夏の健康を守る運動」の実施要綱をお知らせしました。しかし伝染病の最盛期はいよいよこれからです。じめじめした梅雨が長く続き、わたくしたちのからだの抵抗力がおとろえています。そこに急に高温の暑気が訪れ、赤痢、疫痢、チフス、日本脳炎、小児マヒなどの伝染病がその弱点をついて発生します。すでに県北では数十名の集団赤痢が発生しています。こうした伝染病の最盛期をむかえ、市と衛生組合連合会は市民のみなさんと一体となつて夏の健康を守る運動を展開することになりました。

みなさんも衛生組合長さんを中心に隣近所が助け合い、地域の環境衛生の向上につとめ、つゆあけの大掃除を実施し、病源菌をばらまく「はえ」「か」「油虫」「ねずみ」の定期的駆除を行なつて、自分の健康を守るようにして下さい。特に家庭のお母さんは家族の健康のかぎは自分の手にあることをよく考えて、夏の健康を守る運動に家族全員が参加して、健康で明るい生活をおくるようにしましょう。

写真＝衛生組合連合会の総会

寄付のお礼

【総額十万参千円也】

六月八日から七月七日までの間に次の方々が、大分市社会福祉協議会に寄付されましたので紙上を通じ厚くお礼申し上げます。

香典返し寄付

荷揚町　別所　伸一　殿
北新町　遠藤　晃儀　殿
中島八条　小野　猛彦　殿
天神町　安達　正雄　殿
椎迫一組　佐藤　安雄　殿
紺屋町五組　福田　檜夫　殿
浜町北五組　佐藤　茂子　殿
高松　五組　宮崎　渉　殿
浜の市六ノ二　江口栄太郎　殿
東萩原九組　中畑　幸男　殿

病気全快見舞返し寄付

中島四条三丁目　瑞木　一馬　殿

なおこのほか、三ヅ川寺司美代子さんが福祉施設に寄付されましたので、併せてお礼申し上げます。

危険物取扱主任者と映写技術者の試験を実施

大分県では八月十五日甲種、乙種の危険物取扱主任と映写技術者の試験を行ないます。受験希望者は八月三日までに大分連絡事務所に申し込んで下さい。くわしくは大分市消防署にお問い合せ下さい。

上水道の拡張工事すすむ

市では大分町光吉（府内大橋を渡つて右側）に浄水池の建設工事を行なつています。

この工事は、昭和三千五年厚生大臣の認可を得た大分市の上水道拡張事業の一部で、昭和三十六年度を第一年次とし、第一期工事として大分町光吉に急速ろ過により浄化された水を貯水する浄水池を建設しています。

この上水道拡張事業が完成すると給水量一日三万二千立方メートルで、人口十万人に給水することができる能力があり、既設の浄水施設と合せて、一日六万立方メートル、給水人口二十万人となります。

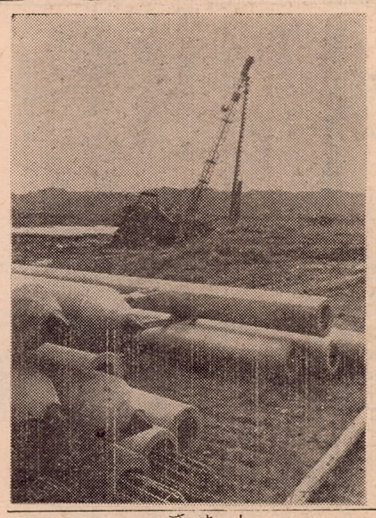
真写＝浄水池基礎工事中の現場

青少年非行防止の
標語を募集

大分市青少年問題協議会では、次の要領で、青少年の非行防止と健全育成を内容とした標語を募集しています。どなたも多数で応募下さい。

1、テーマ
①青少年の非行防止について
最近の青少年の非行実態をみると件数は年々増加し、しかも悪質化、低年令化しています。そこで、こういつた問題の解決を図るため、①問題少年の早期発見による指導、保護、きよう正②不良出版物、映画等の排除③家庭並びに地域社会の環境浄化などの非行防止の趣旨を強調したもの
②青少年の健全育成について
心身ともに健全な青少年を育成するため①こども会の育成、助長とその指導者の養成研修②健全娯楽の指導③母親クラブの指導④交通道徳の高揚⑤児童福祉施設の設置促進⑥公民館活動の育成強化など健全育成の趣旨を強調したもの

2、応募資格
市内在住の方で、一般、学生を問いません

3、締めきり
昭和三十七年八月十五日（当日消印のあるものは有効）

4、あてさき
大分市荷揚町、大分市役所社会課内、大分市青少協事務局

5、入選
特選＝一編、入選＝二編、佳作五編

6、発表
昭和三十七年九月十五日（当日付けの市報に掲載）

7、その他
①官製ハガキを使用し、一人一題に限ります
②応募作品はいつさい返却しません

町ぐるみ明るくする運動はじまる
防犯灯設置の補助金を増額

市ではこのほど町ぐるみ明るくする運動を展開することになり、六月二十七日「町ぐるみ明るくする運動」協議会を結成しました。

この運動は大分市を文字どおり明るく犯罪のない住みよい、美しい町にしようというのが主な目的で、具体的には次の運動を行なうことになりました。

①各町内毎に防犯灯の必要と思われる箇所を調査し、その設置を促進する。
②現在設置されている防犯灯は、常時点灯できるように整備する
③未設置商店街に設置を促進する
④点灯時間の延長を促進する。
⑤官公庁、学校、会社、工場、事業所その他公共施設に門軒灯設置を依頼し又なるべく終夜点灯してもらう。
⑥門灯のある家庭には、なるべく門灯をつけてもらい、点灯時間を長くしてもらう。

以上の運動を行なうことになりましたので、市民の皆さんも、この運動に協力され、大分の町を明るくするようにいたしましょう。

市ではこの運動を契機とし、防犯灯の設置補助金を増額し、また新たに防犯灯の維持費について補助金を支出することにしました。

その補助金の金額は次の通りです。

(1)設置費について
①九電々柱に取り付けの場合は一灯につき六〇〇円以内、②引込電柱建設の場合は設置のために要した経費の二分の一の額とする。但し一灯当りの補助金の額が一、二五〇円を超える場合は一、二五〇円を限度とする。

(2)維持費について
一灯につき年額二四〇円。

なお詳細については自治委員、自治運営委員の方々に連絡してありますので、新たに防犯灯を設置しようとする町内は遠慮なく土木課庶務係にご相談下さい。

写真＝町ぐるみ明るくする運動協議会の発会式

愛の鐘が鳴ります
こどもが健やかに育つよう

青少年犯罪は年毎に増加していく傾向にあり、心ある人々を悲しませています。青少年がこうなるにはいろいろの原因があるようですが、特に家庭的な問題が深く根ざしているようです。親たちのあたたかい愛情と理解があつてこそこどもたちは健やかに育ち、立派な社会人として成長していくものです。

そこで、青少年の健全な育成を願うため、一日に一度、親は子のこういつた問題を考え、子もまた自分の一日の行為を反省していただく意味で市内七カ所のお寺では毎日午後九時すぎ、「青少年愛の鐘」を鳴らしています。

この愛の鐘は「社会を明るくする運動」一月間の七月末日まで鳴ら しますが、その後も毎月、一日、十五日、三十日の三回鳴らすことにしていますので、この鐘の音を合図に心から青少年の健全な成長を祈るようにいたしましょう。

愛の鐘を鳴らしているお寺は次のところで、午後九時五分から十回鳴らします。

宝戒寺（上野）、万寿寺（東新町）、常念寺（長浜）、浄土寺（生石）、龍雲寺（白木）、臨済寺（永興）、潮開寺（桃園）

盆資金をあつせん

市では市内の中小企業者の越盆資金をあつせんするため七月下旬と八月上旬に融資委員会を開きます。資金を必要とする方は早目に市商工課に申し込んで下さい。

融資は次のとおり。

一、小口融資
・金　額……十万円
・返済期間……六ケ月以内
・申込資格……市内で満一ケ年以上営業している方で市税を完納している方
・保証人……二名以上

二、大口融資
・金額……二十万円以上一〇〇万円まで
・返済期間……一年以上三年以内
・申込資格……市内で満二ケ年以上営業している方で、市税を完納している方
・保証人……二名以上
・担保……土地または建物

三、申込期限
・七月下旬のもの…七月二十一日まで市商工課へ
・八月上旬のもの……八月二日まで市商工課へ

申込み用紙は商工課にあります。

日本脳炎の予防接種

先日申込みを受けつけた日本脳炎の予防接種をつぎにより実施します。なお接種希望の方で申込みのもれた人は、当日接種場で受け付けます。

接種時間は午後二時から四時まで（ただし滝尾と南大分は午後二時まで）。

予防接種日程表

回		接種場所	実施校区
第一回	7月25日 8月1日	日岡小学校	桃園、日岡、東大分、各校区
	7月26日 8月2日	金池	〃
		長浜	〃
		滝尾	〃
第二回	7月27日 8月3日	南大分	〃
		大道	〃
	7月30日 8月6日	春日	〃
		中島	〃
	7月31日 8月7日	荷揚	〃
		荷揚町	〃

第五回 スクーター教室の生徒を募集

中央公民館では、次によりスクーター教室の生徒の募集をしています。希望者はふるつてご参加下さい。

一、期間　八月十七日から九月六日まで土、日を除く十五日間、毎回午後五時三十分から午後七時三十分まで

二、会場　大分市金池町県立盲学校の予定

三、会費　無料、ただし、ガソリン代実費四百円必要。（取り止めの時は返金しない）

四、定員　五十名、ただし、市内在住者の十六才以上の方で男女を問いません

五、申込期日　七月三十日午前八時三十分から受け付けます。

六、申込方法　住所、氏名、年令勤務先を明記の上四百円をそえて金池町の中央公民館へ申し込むこと。受付期日前や電話ハガキ等による申し込みは、いつさい受け付けません。

七、講師及び資材の提供
大分ラビットスクーター株式会社

八、講義内容　運転技術実習、交通法規

軽自動車教室（四輪）を開催

中央公民館では次のとおり軽免許取得者で軽四輪車に乗れない方を対象に軽自動車教室を開講します。希望者はお申し込み下さい。

一、期間　八月六日から九月五日まで毎回午後五時三十分から七時三十分まで二十日間（但し土、日曜及び盆の三日間は休みます。）

二、会場　大分市今津留市営プール東側

三、会費　無料、ただしガソリン代実費七百円が必要です。（途中での返金はいたしません。）

四、募集人員　三〇名、ただし市内在住者の軽免許取得者で軽四輪車に乗れない方

五、申込期日　七月三十日午後五時三十分まで中央公民館にお集り下さい。午後五時三十分以後は受け付けません。

六、申込方法　申込者多数の場合は公開抽せんにより受講生を決定します。

七、器材提供　株式会社マツダオート大分

大分市民映画劇場を開設

楽しくてためになる よい映画を低料金で

豊かな映画産業は、映画うもつ公共性の高い要素を認識し、これを安い料金でみていただくことと優秀な記録映画を作成する傾向にあります。これは大へんよいことです。

そこで、このような優秀映画を広く一般市民に観覧していただきたいとの教養を高め情操を豊かにしていただく意味で「市民映画劇場」を開設することにいたしました。

この市民映画劇場は市内の映画館にかかるすぐれた映画を指定し、これを安い料金でみていただくというわけです。映画は所定しものばかりでなく、科学、記録、教養、教養映画と多岐にわたっており、どなたがみても面白いとなっています。また、料金も指定映画に限り特別に安くしていただくことにしていますので、どなたも気軽にご観覧いただくようおすすめいたします。

なお、市民映画劇場の詳細要領は次のとおりです。

1、フィルム　フィルム選定委員会（各機関は係代表十名）によって選定する。

2、映画の種類　科学、記録、娯楽、教養、映画等と内容の標示をし一般向、婦人向、青少年向、家族向と併せて標示する

3、広　報　指定映画は市報又は大分合同新聞に掲載する。

4、料金割引　大分市映画協会に交渉して割引料金をきめ、標示料金をさげる。ただし特殊な映画については、割引券を発行することがある

5、主　催　大分市、大分市教育委員会、大分市青少年問題協議会、大分合同新聞社

「地球は青かった」

第一回市民映画劇場の指定映画

宇宙へ人類の夢が今こそ実現されようとしています。これはカメラがとらえた宇宙時代の輝かしい夜明けです。

この映画は、ガガーリン少佐とチトフ少佐による二つの宇宙飛行をさまざまの角度からくわしく、分かりやすく、しかも興味深く記録した色彩による長篇の記録映画です。これから大きく開かれてゆく宇宙へ人類の夢が今こそ実現されます。宇宙飛行士が経験する厳しい訓練、ロケット出発のための厳重な準備、さらには、宇宙飛行中の地球の有様などが次々に紹介されたテレビの画面、「地球は青かった……」というガガーリン少佐の言葉どおり、暗い空間に浮んだ地球の有様などが次々に紹介されます。これから大きく開かれてゆくに違いない宇宙時代。その新しい時代に生きてゆく私たちにとつてこの貴重な記録はやはり必見のものといえましょう。

上映館名、長池町スカラ座、上映期間、七月二十五日から八月七日まで

入場料金　大人二〇〇円、大学高校生一五〇円、小中学校生八〇円のところ割引券持参者には大人一五〇円、大学高校生一〇〇円、小中学生八〇円に割引されます。

割引券は自治委員、自治運営委員の宅および市の出張所にありますのでご利用下さい。

（記録映画、一般、青少年向き）

人間の体でも何でもふわふわと浮き上る無重力状態。宇宙船の中はこんな状態です。

恒例の七夕まつり

27日から3日間

大分市の「七夕まつり」は次の日程により今年も、はなばなしくなどを贈り、全市をあげてまつり行なわれますが、各商店街では皆さんをアツといわせようと、いろいろとアイディアをねつています。

⊙七月二七日・七夕飾付コンクール審査一五時・自衛隊野外演奏会一八時（市中行進若竹公園）

⊙七月二八日・ミス七夕市中行進一五時、・選彰会一九時（若草公園）

⊙七月二九日・七夕コンクール賞状授与式一〇時（会議所）

今年も、こども会に色紙や笹竹を贈り、全市をあげてまつりを盛りあげることにしています。

少年保護相談所を開設

みんなの力で明るい社会を

大分家庭裁判所では七月いつぱい次の日程により今年も、はなばなしく行なわれますが、各商店街では皆さんをアツといわせようと、いろいろとアイディアをねつています

大分家庭裁判所では七月いつぱい四、相談内容

1、二十才未満の少年少女で、将来罪を犯すおそれのある場合の処置について

2、二十才未満の少年で現在まで何度も罪を犯し、その更生指導に困つている場合の処置について

3、その他非行のある少年の保護について、日頃悩んでいる問題について

廃品の売り渡しは腕章をつけた方へ

大分地区防犯協力会では、大分警察署の協力を得て盗品その他の廃品事故防止のため七月十日から廃品買出人に協力店名を書き入れた黄色い腕章をつけさせ、身分証明書を常時携行させることにしました。したがつて、今後廃品を処分される方は、この黄色い腕章をつけた方にお売り渡し下さいますようご協力下さい。

もし廃品の処分などで事故がおこりましたら、腕章に記入してある商店名と番号を大道町二丁目の大分地区金属組合（電②の二二五二番）へお知らせ下さい。組合では品物の所在がすぐわかるようにしてあります。

もし、腕章と身分証明書を持たない者に売つても組合では、責任をもちかねるそうですから間違いのおこらないようご協力下さい。

市営プール開き 7月18日から

市営プールのプール開きが七月十八日午前十一時から同所で行なわれることになりました。この市営プールは、深いところは三メートルもあつて危険であり、換水装置も悪るかつたため、市では百六十万円で四月末日からプールの埋立、換水装置の完備など根本的な改修工事を行なつてきました。十八日からは、みなさんに利用していただくわけですが、プールを使用する方は、必ずプールの使用上守らなければならない事項（プールに掲示）を守つていれいなプールにしていただくようお願いします。

なお、プールの使用料は次のとおり。

一人一二十円、半日借上げ一三千円、一日借上げ一五千円

写真―完成急ぐプールの改装工事

夏休みの子供の指導

規則正しい生活を

夏休みに入り、今までの学校を中心とした生活から、家庭を中心とした生活に変りますが、夏休みは、子供達にとつては楽しい休日ですが、家庭を中心とした夏の生活は、とかく不規則になりがちでそのため思いがけない病気や事故をおこしやすいので、特に次の点に注意して下さい。

1、子供といつしよに、生活の計画を立てましよう。

学校でも夏休みの過し方について指導してくれますが、家族全員で話し合つてそれぞれの家庭に合つた計画を立て規則正しい夏休みを送れるようにすることが大切です。家庭の行事や仕事レクリエーション等もその中に入れておくと、子供は、楽しい雰囲気の中で、良い夏休みをおくることができます。

2、子供に、良い生活の場を作つてやりましよう。

「環境が人を作る」ということが言われますが、家庭で学習や遊びに適した生活の場を工夫してやりましよう。

3、健康に気をつけましよう。

からだの丈夫な子供は、水泳等によつてからだを鍛え、虚弱者や陽転者は無理にならないように気をつけましよう。

虫歯やトラホーム等の眼疾、その他治療をする必要のある病気にかかつているものは、夏休みを利用して治療をしましよう。ラジオ体操には、なるべく参加するようにしましよう。

4、水泳や交通事故の防止に気をつけましよう。

プールや海へ水泳に行く時には行く場所、時間、一しよに行く友人等について、父兄に届けて行くようにしましよう。交通規則を十分知らせ、外出する時はよく気をつけるようにしましよう。

5、程よい勉強をしましよう

学校できめられた学習時間を守り、自分の計画に従つて勉強する習慣をつけましよう。

得意な学科を伸ばすとともに、不得意な学科もしつかり勉強しおくれをとりもどすようにしましよう。名作を読んだり、昆虫採集や植物採集、理科の自然の観察や実験、郷土の歴史をしらべること等も、研究心を養うのによいものです。

6、よい遊びができるようにしましよう。

公園や校庭等地域での適当な遊び場について子供と話し合いましよう。

無断で外出しないように、必ず行先を告げて出る習慣をつけましよう。

夜間外出はしないようにし、学校のきまりに従つて行動するようにしましよう。

すいせん映画以外は見ないように気をつけましよう。

7、その他

地区PTAで協力して、地域の子供の生活を指導し、楽しく有意義な夏休みをおくるように、気をつけて下さい。

阿波おどり見物の旅行会員募集

一、日程八月十四日（火）二十三時　別府港出帆

八月十五日（水）鳴門観潮　阿波踊り見物

八月十六日（木）高松市　見物

八月十七日（金）十時十分　別府港着

二、会費　四、九〇〇円

三、締切　八月三日

四、人員　二〇〇名

五、申込先　大分合同新聞社　関西汽船大分サービス・ステーション

主催　大分合同新聞社　関西汽船

後援　大分市観光協会

庭木の枝を払いましよう

大分市では、九月の終わりまで「町ぐるみ明るくする運動」を行ない、防犯灯や門軒灯などの増設をみなさんにお願いしていることは別掲のとおりです。

ところで、せつかく防犯灯や門軒灯をつけておきながら、うつそうと茂つた庭木の枝がじゃまをしてこれらの光が十分いきわたつていない風景をよく見受けます。

そこで、もしお宅の庭木の枝が塀越しに街路の上までのびて門軒灯の光をさえぎつているようなことがあれば枝払いして、光が十分とおるようにして下さい。

これは門軒灯のためだけでなく、きれいに刈り込まれた庭木はみた目にも感じがよく、また台風の時など枝がのびていればそれだけ危険も伴いますので、この際不用の枝は払い落すようにいたしましよう。

道路を守る運動

七月十日から八月九日までは「道路を守る運動」月間です。次のことを守りましよう。

・道路上に物を置いたり、商品を列べたり、あそんだり、作業をすることはやめましよう。

・道道をどうしても通行以外の目的に使用したり、自動車に限界をこえて荷物を積む場合はあらかじめ土木事務所、市役所、警察署に届け出ましよう。

・自動車が道路を運行する場合は次のことを守りましよう。

①長サ十二米をこえないこと

②高サ三・五米をこえないこと

③巾は二・五米をこえないこと

④重サ二十トンをこえないこと

家庭裁判所への申立て

「最近、夫との間がしつくりいかず、いくら話し合つてもらうしかけれはなりません。また未成年の子を養子にしようとするには、どうしても家庭裁判所の許可を得なければなりません。また、親の死亡によつて相続が開始し、その相続人のうちのだれかが相続を放棄しようとする場合には、家庭裁判所に相続放棄の申述をしなければなりません。このような問題はべつに紛争のある家庭のみに起こる問題ではなく、円満で平和な生活をしつつ家庭でも、また、貧富の差別なくどんな家庭でも起りうることです。財産や収入のあるなしによつて、ある人は申立てをすることができ、ある人は申立てをすることができないということがあつてはなりません。実際家事々件の関係者の中には、たよるべき人もいない母子家庭の人や、その日その日の生活に追われている貧困家庭の人などが多く見受けられます。

（一）家事事件

普通、裁判というのは他人によつて権利や利益が侵されて困つている人が、国に対してその権利や利益の保護を求めるために起こすものです。しかし家庭に関する事件の場合は、必ずしもこのように自分の権利や利益に関して申し立てられるものばかりとは限りません。たとえば、未成年者の両親が死亡し、親代りになつていろいろめんどうをみる後見人がいないという場合は、好むと好まざるとにかかわらず、家庭裁判所へ申立てを負担出来ない人は申立てをあきらめなければならず、そのため家庭の平和を回復することができなくなるということにもなります。

家庭裁判所は、家庭内のいろいろな問題を解決することを大きな使命としており、貧しい人たちにも門戸を大きく開いています。もつとも普通、手数料のほかに関係人を呼びだすため三十円から八十円程度の費用が要ります。まれに事件によつては鑑定料や公告など相当の費用がいりますが、このような費用を負担することのできない人には、法律扶助協会や家庭裁判所の社会福祉部などの機関でその費用を扶助してもらうことができます。

（二）費用

現在申立てに必要な手数料は甲類の審判事件（未成年者の養子縁組、後見人の選任、相続の放棄の申述など）が五十円、乙類の審判事件（親権者の指定、扶養に関する処分など）と調停事件が一〇〇円と定められています。これは通常の裁判はもとより、他のいかなる調停手続きの費用と比べてみても、はるかに安い額です。家庭裁判所への申立手数料がわたくしたちの日常生活に直接ひびくほどの高い額だとしたら大変です。これは家庭裁判所を十分利用するようにして下さい。（家庭裁判所）

（三）手続き

申立てをするには普通、申立書という書類を受付けに出さなければなりません。そこで家庭裁判所では申立てが簡単にできるように必要な事項を書きこむだけで申立てができる用紙を受付けに備えつけ申し立てる人の便宜をはかつています。そのほか、家庭裁判所の書記官に申立書に記入する事柄を口頭で述べて申立書を作つてもらうこともできます。なお、家庭に関する事件は、その性質上必ずその戸籍がどうなつているかを知る必要がありますので、家庭裁判所へ行くときは関係人の戸籍謄本か抄本を持つていくようにして下さい

このように家庭裁判所への申立ては費用も安く、手続きも簡単で弁護士を頼まなければ手続きはできないということもありませんので家庭に紛争が起つた場合はもとより、家庭裁判所へ申立てをしなければならない問題が起きたときは家庭裁判所を十分利用するよう